

相続登記は法務局へ

相続登記の申請が義務になります(令和6年4月1日から)

前橋地方法務局 高崎支局(〒370-0045高崎市東町134-12高崎地方合同庁舎)
(☎027-322-6315(代表)) 時午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

相続登記について専門家(司法書士)に相談したい

群馬司法書士会総合相談センター(司法書士が常時対応)
(☎027-221-0150) 時午前10時～午後4時(土日祝日を除く)
くわしくは各HPで確認できます。



「トウキツネ」
不動産登記推進
イメージキャラクター

子育て・教育

child rearing・education

現況届を忘れずに 児童扶養手当・ 特別児童扶養手当

現在、児童扶養手当を受給中の人は8月1日～31日の間、特別児童扶養手当を受給中の人は8月10日～9月11日の間に届出が必要です。

次の期間で特別窓口を開設しますので、忘れずに提出してください。この届出がないと、手当の支給が差し止められ、さらに2年間

未届けのままだと、受給資格が喪失となりますので注意してください。なお、該当者には届出用紙を送付します。

※児童扶養手当は所得制限により支給停止中の場合でも届出が必要です

※特別児童扶養手当は、前年度から引き続き所得制限により支給停止となることが明らかな場合は、手続を市で行うことができます。場合がありますのでご相談ください

特別窓口の受付期間

困・囀8月10日(木)～18日(金)
(土日祝日を除く午前9時～午後5時)
※16日(水)は困のみ午後7時まで
※期間中は通常の窓口ではなく、
専用の会場で受付を行います
※特別窓口に来庁できない場合は、定められた期間内に窓口へお越しください

問困子ども課子ども育成係
(☎内線1164)
囀住民福祉課福祉子ども係
(☎内線2153)

保育園、認定こども園などの令和6年4月入園について

8月25日(金)から、市内各園および市役所(困子ども課と囀住民福祉課)で、入園案内の配布を始めます。

9月15日(金)～29日(金)に、申込書類を第一希望の園に提出してください(入所選考は先着順ではありません)。

※詳細は広報9月1日号に掲載予定です
申込みの流れ、Q&A、保育料、各園の情報などは、市HPをご覧ください▶



パネル展示のお知らせ

市内各園・子育て支援事業の活動の様子を知っていただくため、8月29日(火)～9月15日(金)に、困1階市民ロビーと囀1階ホールで、パネル展示を行います(9月6日(水)に困と囀の展示物を入れ替えます)。

問困子ども課幼児教育保育係(☎内線1162)



▲展示の様子